

## 野々市市消費生活啓発資材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市が所有する消費生活に関する啓発資材（以下「啓発資材」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 啓発資材の貸出対象とする者（以下「貸出対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 野々市市内に住所を有する個人又は団体

(2) 野々市市外に住所を有する個人又は団体で、野々市市内で啓発資材を使用するもの

(貸出対象事業)

第3条 啓発資材の貸出対象とする事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 消費者問題について知識等を習得するためのものであること。

(2) 消費者問題の啓発又は普及を図るためのものであること。

(費用)

第4条 啓発資材の貸出しに係る使用料は、無料とする。ただし、啓発資材の郵送を希望する場合は、啓発資材の貸出しを希望するものは、送料を負担するものとする。

(貸出しの申込み)

第5条 啓発資材の貸出しを希望するものは、野々市市消費生活啓発資材貸出申込書（別記様式）により、市長に申し込むものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として、7日間以内とする。

(貸出数)

第7条 貸出しをする啓発資材の品数は、1の貸出対象者につき2品を限度とする。

(利用者の義務)

第8条 啓発資材の貸出しを受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 借り受けた啓発資材を第5条の申込書に記載した使用目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 借り受けた啓発資材を第三者に転貸をしないこと。

(啓発資材の弁償)

第9条 啓発資材の貸出しを受けたものは、借り受けた啓発資材を紛失し、又は損傷した場合は、生じた損害を現品又は実費をもって弁償するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月11日から施行する。